

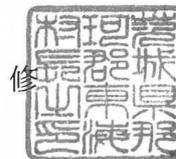
報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により，議会において指定されている事項について，別紙のとおり専決処分をしたので，同条第2項の規定により報告する。

令和8年1月20日 提出

東海村長 山 田



## 専決処分第10号

### 専 決 処 分 書

下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年12月19日

東海村長 山 田 修

#### 記

#### 1 事故の相手方

#### 2 事故の概要

令和7年11月24日午後2時頃、村道3012号線を相手方が自動車で行中、路面の穴ぼこに左前輪が入り、当該自動車の左前輪タイヤがパンクしたものである。

#### 3 和解及び損害賠償の額の条件

- (1) 村は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として金6,290円を支払う。
- (2) 本件和解のほか、相手方と村の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和8年1月20日 提出

東海村長 山 田



専決処分第 1 1 号

議会を招集する時間的余裕がないので，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により令和 7 年度東海村一般会計補正予算（第 7 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 2 月 2 4 日

東海村長 山 田 修

令和 7 年度 東海村 一般会計補正予算（第 7 号）

専決処分第11号

## 令和7年度 東海村一般会計補正予算（第7号）

令和7年度東海村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130,653千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,691,023千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月24日 専決処分

東海村長 山 田 修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国 庫 支 出 金		4,465,178	130,653	4,595,831
	2 国 庫 補 助 金	1,092,036	130,653	1,222,689
歳 入 合 計		24,560,370	130,653	24,691,023

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		8,398,700	130,653	8,529,353
	1 社 会 福 祉 費	4,699,523	60	4,699,583
	2 児 童 福 祉 費	3,697,412	130,593	3,828,005
歳 出 合 計		24,560,370	130,653	24,691,023

# 一般会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括  
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国 庫 支 出 金	4,465,178	130,653	4,595,831
歳 入 合 計	24,560,370	130,653	24,691,023

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
3 民 生 費	8,398,700	130,653	8,529,353	130,653				
歳 出 合 計	24,560,370	130,653	24,691,023	130,653				

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	277,649	130,653	408,302	2 児童福祉費補助金	130,653	物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金 2,503 物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 128,150
計	1,092,036	130,653	1,222,689			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	1,083,202	60	1,083,262	60			3 職員手当等	60	○一般職人件費支払事業 時間外勤務手当	60 60
計	4,699,523	60	4,699,583	60						

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉 総務費	1,380,104	130,593	1,510,697	130,593				1 報 酬	158	○物価高対応子育て応援手当支給 事業		
								8 旅 費	8		一般職報酬	158
								10 需 用 費	10		費用弁償	8
								11 役 務 費	702		消耗品費	10
								12 委 託 料	1,565		郵便料	397
								18 負担金、補助 及び交付金	128,150		口座振込手数料	305
計	3,697,412	130,593	3,828,005	130,593						システム運用サポート業務委 託料	935	
										支給申請処理業務委託料	630	
										物価高対応子育て応援手当	128,150	

議案第 1 号

東海村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東海村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 1 月 2 0 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 3 7 条第 1 項に規定する割増賃金の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額の算出について、水戸労働基準監督署の是正勧告を踏まえ、対象とする手当を改めるための条例の一部改正

## 東海村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東海村職員の給与に関する条例（昭和32年東海村条例第63号）の一部を次のように改正する。

第17条中「これに対する地域手当」を「村規則で定める手当」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東海村職員の給与に関する条例（第13条を除く。以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の東海村職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（村規則への委任）

- 3 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村規則で定める。

東海村職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条～第16条の2 (略)</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第17条 第13条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び<u>これに対する地域手当</u>の月額の合計額に1.2を乗じ、1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから勤務時間条例第9条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して村規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>第18条～第25条 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>	<p>第1条～第16条の2 (略)</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第17条 第13条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び<u>村規則で定める手当</u>の月額の合計額に1.2を乗じ、1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから勤務時間条例第9条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して村規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>第18条～第25条 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>

議案第2号

東海村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を  
改正する条例の制定について

東海村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年1月20日 提出

東海村長 山 田



提案理由

扶養手当に係る経過措置を規定した附則中の月額を誤りを改めるため  
の条例の一部改正

東海村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を  
改正する条例

東海村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年東海村条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第4条中「15,000円」を「11,500円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の東海村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

東海村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)</p> <p>第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(次条及び附則第6条において「改正後の給与条例」という。)</p> <p>第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「</p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</p> <p>」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「<u>15,000円</u>」と、「とする」とあるのは「,前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>附則別表 (略)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)</p> <p>第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(次条及び附則第6条において「改正後の給与条例」という。)</p> <p>第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「</p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</p> <p>」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「<u>11,500円</u>」と、「とする」とあるのは「,前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>附則別表 (略)</p>

令和 7 年度 東海村一般会計補正予算（第 8 号）

議案第3号

令和7年度 東海村一般会計補正予算（第8号）

令和7年度東海村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ268,738千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,959,761千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月20日 提出

東海村長 山 田



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		4,595,831	205,875	4,801,706
	2 国庫補助金	1,222,689	205,875	1,428,564
15 県支出金		1,630,280	18,270	1,648,550
	2 県補助金	755,390	18,270	773,660
18 繰入金		3,426,185	44,593	3,470,778
	2 基金繰入金	3,388,692	44,593	3,433,285
歳入合計		24,691,023	268,738	24,959,761

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,112,409	250,468	4,362,877
	1 総務管理費	3,586,246	250,468	3,836,714
3 民生費		8,529,353	18,270	8,547,623
	2 児童福祉費	3,828,005	18,270	3,846,275
歳出合計		24,691,023	268,738	24,959,761

# 一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	4,595,831	205,875	4,801,706
15 県支出金	1,630,280	18,270	1,648,550
18 繰入金	3,426,185	44,593	3,470,778
歳入合計	24,691,023	268,738	24,959,761

## 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	4,112,409	250,468	4,362,877	205,875			44,593	
3 民生費	8,529,353	18,270	8,547,623	18,270				
歳出合計	24,691,023	268,738	24,959,761	224,145			44,593	

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	520,953	205,875	726,828	1 総務管理費補助金	205,875	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 205,875
計	1,222,689	205,875	1,428,564			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	619,462	18,270	637,732	3 児童福祉費補助金	18,270	低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業費補助金 18,270
計	755,390	18,270	773,660			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

5 財政調整基金繰入金	1,936,410	44,593	1,981,003	1 財政調整基金繰入金	44,593	財政調整基金繰入金 44,593
計	3,388,692	44,593	3,433,285			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
16 食料品物 価高騰対 応支援金 給付費	0	250,468	250,468	205,875			44,593	3 職員手当等	720	○食料品物価高騰対応支援金給 付事業 時間外勤務手当 消耗品費 郵便料 電信料 口座振込手数料 食料品物価高騰対応支援金給 付支援業務委託料 事務備品賃借料 食料品物価高騰対応支援金	
								10 需用費	60		250,468
								11 役務費	8,488		720
								12 委託料	10,000		720
								13 使用料及び 賃借料	200		720
								18 負担金、補助 及び交付金	231,000		720
計	3,586,246	250,468	3,836,714	205,875			44,593				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉 総務費	1,510,697	18,270	1,528,967	18,270				10 需用費	40	○低所得の子育て世帯生活応援特 別給付金支給事業 消耗品費 郵便料 口座振込手数料 システム運用サポート業務委 託料 低所得の子育て世帯生活応援 特別給付金	
								11 役務費	54		18,270
								12 委託料	176		40
								18 負担金、補助 及び交付金	18,000		40
計	3,828,005	18,270	3,846,275	18,270							

議案第4号

村道路線の認定について

村道路線を下記のとおり認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線調書

別紙のとおり

令和8年1月20日 提出

東海村長 山 田



提案理由

東海村道路認定基準要綱（平成元年東海村告示第98号）第4条の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為に伴い築造された道路を新たに村道路線として認定するため。

別 紙

路線調書

1 認定する路線

路線名	起点 (番地先) 終点 (番地先)	重要な 経過地
村道1439号線	東海三丁目574番57 東海三丁目574番56	

資料 1 村道 1439 号線位置図

